

四日市市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 6 1 号

四日市市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

四日市市生活保護法施行細則（平成 1 3 年四日市市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（書類の作成及び保管） 第 2 条 社会福祉事務所長（以下「所長」という。）は、被保護者に関し、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておくものとする。 （1）から（4）まで （略） <u>（5） 面談相談記録</u> <u>（6）</u> （略） <u>（7）</u> （略） <u>（8）</u> （略） <u>（9）</u> （略） （申請書） 第 3 条 <u>法第 2 4 条第 1 項</u>の規定により保護の開始又は変更の申請を希望する者は、所長に対し、生活保護申請書（第 1 号様式）又は保護変更申請書（第 2 号様式）に、次に掲げる書面を添えて申請しなければならない。ただし、所長が認めた場合は、当該書面の一部を省略することができる。	（書類の作成及び保管） 第 2 条 社会福祉事務所長（以下「所長」という。）は、被保護者に関し、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておくものとする。 （1）から（4）まで （略） <u>（5）</u> （略） <u>（6）</u> （略） <u>（7）</u> （略） <u>（8）</u> （略） （申請書） 第 3 条 <u>法第 2 4 条</u>の規定により保護の開始又は変更の申請を希望する者は、所長に対し、生活保護申請書（第 1 号様式）又は保護変更申請書（第 2 号様式）に、次に掲げる書面を添えて申請しなければならない。ただし、所長が認めた場合は、当該書面の一部を省略することができる。

(1)から(4)まで (略)

2 省令第1条第5項に規定する葬祭扶助を希望する者は、所長に対し、葬祭扶助に係る保護変更申請書（第7号様式）を提出しなければならない。

（決定通知書）

第4条 法第24条第3項及び第9項、第25条第2項並びに第26条に規定する書面は、保護開始（変更）決定通知書（第8号様式）、保護申請却下通知書（第9号様式）又は保護廃止（停止）通知書（第10号様式）によるものとする。

（調査依頼書）

第6条 所長が、法第29条の規定により調査の嘱託を行う場合は、生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）（第12号様式）、自動車保有について（照会）（第12号様式の2）、保険、共済の加入状況について（照会）（第12号様式の3）及び年金の支給状況について（照会）（第12号様式の4）によるものとする。

（扶養照会）

第7条 所長は、法第4条第2項の規定により要保護者の扶養義務者に対する扶養義務の履行について照会する場合は、生活保護法による保護決定にともなう扶養の可否について（照会）（第13号様式）によるものとする。

(1)から(4)まで (略)

2 法第18条第2項に規定する葬祭扶助を希望する者は、所長に対し、葬祭扶助に係る保護変更申請書（第7号様式）を提出しなければならない。

（決定通知書）

第4条 法第24条第3項及び第9項、第25条第2項並びに第26条に規定する書面は、第8号様式、第9号様式又は第10号様式によるものとする。

（調査依頼書）

第6条 所長が、法第29条の規定により調査の嘱託を行う場合は、調査依頼書（第12号様式）によるものとする。

（扶養照会）

第7条 所長は、法第4条第2項の規定により要保護者の扶養義務者に対する扶養義務の履行について照会する場合は、扶養照会書（第13号様式）によるものとする。

2 所長が、法第24条第8項の規定により、扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知する場合は、生活保護法による保護決定に伴う扶養義務者への通知について（第27号様式）により行うものとする。

3 所長が、法第28条第2項の規定により、扶養義務者等に対し、報告を求める場合は、生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告について（依頼）（第28号様式）により行うものとする。

（就労自立給付金）

第7条の2 省令第18条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請は、就労自立給付金申請書（第29号様式）により行うものとする。

2 法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の通知は、就労自立給付金決定通知書（第30号様式）により行うものとする。

（徴収金等支払申出書）

第7条の3 法第78の2第1項又は第2項の規定する保護費又は就労自立給付金から法第78条に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（第31号様式）により行うものとする。

（進学・就職準備給付金）

2 所長が、法第24条第8項の規定により、扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知する場合は、第27号様式により行うものとする。

3 所長が、法第28条第2項の規定により、扶養義務者等に対し、報告を求める場合は、第28号様式により行うものとする。

（就労自立給付金）

第7条の2 省令第18条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請は、第29号様式により行うものとする。

2 法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の通知は、第30号様式により行うものとする。

（徴収金等支払申出書）

第7条の3 法第78の2第1項又は第2項の規定する保護費又は就労自立給付金から法第78条に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、第31号様式により行うものとする。

第 7 条の 4 省令第 1 8 条の 9 第 1 項の
申請書は、進学・就職準備給付金申請書
(第 3 5 号様式) によるものとする。

2 法第 5 5 条の 5 第 1 項の規定にする
書面は、進学・就職準備給付金支給決定
通知書 (第 3 6 号様式)、進学・就職準
備給付金不支給決定通知書 (第 3 7 号様
式) によるものとする。

(準用)

第 9 条 第 2 条から第 7 条まで及び前条
の規定は、中国残留邦人等の円滑な帰国
の促進並びに永住帰国した中国残留邦
人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律 (平成 6 年法律第 3 0 号) 第 1
4 条第 4 項の規定により生活保護法の
例によるとされた事務について準用す
る。この場合において、次の表の左欄に
掲げる規定の適用については、同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄
に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第 3 条第 1 項第 1 号	<u>資産申告書</u> <u>(第 3 号様</u> <u>式)</u>	<u>資産申告書</u> <u>(第 1 6 号</u> <u>様式)</u>
第 3 条第 1 項第 2 号	<u>収入申告書</u> <u>(第 4 号様式)</u>	<u>収入申告書</u> <u>(第 1 7 号様</u> <u>式)又は収入</u> <u>申告書(第 1</u> <u>7 号様式の</u>

(準用)

第 9 条 第 2 条から第 7 条まで、第 7 条
の 3 及び前条の規定は、中国残留邦人等
の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し
た中国残留邦人等及び特定配偶者の自
立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第
3 0 号) 第 1 4 条第 4 項の規定により生
活保護法の例によるとされた事務につ
いて準用する。この場合において、次の
表の左欄に掲げる規定の適用について
は、同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の右欄に掲げる字句に読み替え
るものとする。

(略)		
第 3 条第 1 項第 1 号	<u>第 3 号様式</u>	<u>第 1 6 号様</u> <u>式</u>
第 3 条第 1 項第 2 号	<u>第 4 号様式</u>	<u>第 1 7 号様</u> <u>式又は第 1</u> <u>7 号様式の</u> <u>2</u>

		<u>2)</u>
第3条第1項第3号	<u>同意書(第5号様式)</u>	<u>同意書(第18号様式)</u>
第3条第1項第4号	<u>給与証明書(第6号様式)</u>	<u>給与証明書(第19号様式)</u>
第3条第2項	<u>保護変更申請書(第7号様式)</u>	<u>葬祭支援給付申請書(第20号様式)</u>
第4条	<u>保護開始(変更)決定通知書(第8号様式)、保護申請却下通知書(第9号様式)又は保護廃止(停止)決定通知書(第10号様式)</u>	<u>支援給付決定通知書(第21号様式)、支援給付申請却下通知書(第22号様式)又は支援給付廃止(停止)決定通知書(第23号様式)</u>
第5条	<u>検診命令書(第11号様式)</u>	<u>検診命令書(第24号様式)</u>
第6条	<u>生活保護法第29条の規定に基づく調査について(依頼)(第12号様式)</u>	<u>調査依頼書(第25号様式)</u>

第3条第1項第3号	<u>第5号様式</u>	<u>第18号様式</u>
第3条第1項第4号	<u>第6号様式</u>	<u>第19号様式</u>
第3条第2項	<u>葬祭扶助に係る保護変更申請書(第7号様式)</u>	<u>葬祭支援給付申請書(第20号様式)</u>
第4条	<u>第8号様式、第9号様式又は第10号様式</u>	<u>第21号様式、第22号様式又は第23号様式</u>
第5条	<u>第11号様式</u>	<u>第24号様式</u>
第6条	<u>調査依頼書(第12号様式)</u>	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦</u>

					<u>人等及び特</u> <u>定配偶者の</u> <u>自立の支援</u> <u>に関する法</u> <u>律第 1 4 条</u> <u>第 4 項にお</u> <u>いてその例</u> <u>によるもの</u> <u>とされた生</u> <u>活保護法第</u> <u>2 9 条の規</u> <u>定に基づく</u> <u>調査につい</u> <u>て(依頼)(第</u> <u>2 5 号様式)</u>
第 7 条第 1 項	<u>生活保護法に</u> <u>よる保護決定</u> <u>にともなう扶</u> <u>養の可否につ</u> <u>いて(照会)</u> <u>(第 1 3 号様</u> <u>式)</u>	<u>中国残留邦</u> <u>人等の円滑</u> <u>な帰国の促</u> <u>進並びに永</u> <u>住帰国した</u> <u>中国残留邦</u> <u>人等及び特</u> <u>定配偶者の</u> <u>自立の支援</u> <u>に関する法</u> <u>律等による</u> <u>支援給付の</u> <u>決定に伴う</u> <u>扶養の可否</u> <u>について(照</u> <u>会)(第 2 6</u>	第 7 条第 1 項	<u>扶養照会書</u> <u>(第 1 3 号様</u> <u>式)</u>	<u>中国残留邦</u> <u>人等の円滑</u> <u>な帰国の促</u> <u>進並びに永</u> <u>住帰国した</u> <u>中国残留邦</u> <u>人等及び特</u> <u>定配偶者の</u> <u>自立の支援</u> <u>に関する法</u> <u>律等による</u> <u>支援給付の</u> <u>決定に伴う</u> <u>扶養義務に</u> <u>ついて(照</u> <u>会)(第 2 6</u>

		号様式)			号様式)
第 7 条 第 2 項	扶養義務者への通知について(第 2 7 号様式)	中国残留邦人の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定通に伴う扶養義務者への通知について(第 3 2 号様式)	第 7 条 第 2 項	第 2 7 号様式	第 3 2 号様式
第 7 条 第 3 項	生活保護法第 2 8 条第 2 項の規定に基づく報告について(依頼)(第 2 8 号様式)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について	第 7 条 第 3 項	第 2 8 号様式	第 3 3 号様式

		(依頼)(第 3 3 号様式)			
第 7 条の 3	生活保護法第 7 8 条の 2 の 規定による保 護金品等を徴 収金の納入に 充てる旨の申 出書(第 3 1 号様式)	中国残留邦 人等の円滑 な帰国の促 進並びに永 住帰国した 中国残留邦 人等及び特 定配偶者の 自立の支援 に関する法 律第 1 4 条 第 4 項にお いてその例 によるもの とされた生 活保護法第 7 8 条の 2 の規定によ る支援給付 金品を徴収 金の納入に 充てる旨の 申出書(第 3 4 号様式)	第 7 条の 3	第 3 1 号様式	第 3 4 号 様 式

第 1 号様式から第 2 6 号様式までを次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

受付番号										
受付年月日	年 月 日									
ケース番号										

生活保護申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

申請者 住所

氏名

保護を受ける者との関係

連絡先

下記の通り生活保護法による保護を申請します。

住所	四日市市						現在の所へ 住み始めた 時期	年 月 日		
家族の 状況	人員	氏 名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴(学年)	職業(学校名)	健康状態
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
10										
家族の者のうち別な場所 に住んでいる者があるとき は、その者の氏名と住所										
保 護 を 申 請 す る 理 由										
(1) 申請書に書いたことに偽りはありません。もし、偽りがあった場合は申請を却下されても異議ありません。 (2) 保護についての検診又は、調査は拒みません。 (3) 保護の内容に異動があったときは、必ず届け出ます。										

保護変更申請書（一時扶助・治療材料）

受付印

申請者記入欄

年 月 日					
四日市市社会福祉事務所長					
住 所					
申 請 者					
氏 名					
次のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。					
被保護者	☐ 申請者と同じ		男・女	明 大 昭 平 令	年 月 日
住所	☐ 申請者と同じ		世帯主	☐ 申請者と同じ	
保護変更を必要とする理由	治療材料等の前回購入年月（ 年 月）				
所要額見積書					
品 名	規 模	単 価	数 量	金 額	備 考
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
計				円	
(上記のとおり・別紙のとおり) 見積りました。					
年 月 日		見 積 者	住 所	印	
		氏 名			

福祉事務所記入欄

下記のとおり認定支給してよろしいか伺います。						
<一時扶助>			<治療材料>			
☐ 布団類	局第7-2-(5)-ア-(ア)		☐ コンタクト			
☐ おむつ	局第7-2-(5)-ア-(カ)		☐ 眼鏡			
☐ 家具什器	局第7-2-(6)-()		☐ ストマ用装具			
☐ 移送費(生活)	局第7-2-(7)-ア-()		☐ サポーター			
☐ 敷金等	局第7-4-(1)-カ		☐ 装具			
☐ その他			☐ その他()			
起案日	年 月 日	決裁区分	課長	補佐	係長	係
決裁日	年 月 日	丁				
申請額	認定額					
円	円					

資 産 申 告 書

(受付印)

四日市市社会福祉事務所長

年 月 日

住所 四日市市

申請者

氏名

現在の私の世帯の資産保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産 (有 ・ 無)

	所有者氏名	所在地	面積
土地			
家屋			

2 動産 (有 ・ 無)

現金 円			有価証券			
預貯金	名義					
	銀行					
	預貯金額					
	備考					
生命保険	契約者					
	被保険者					
	保険会社					
	保険料					

3 その他 (有 ・ 無)

自動車	所有者	車種	排気量	年式	備考

その他の高価品

4 負債 (有 ・ 無)

借入金額	借入先	残額	返済等

年 月 日

収入申告書

四日市市社会福祉事務所長

住所 四日市市

申告者

氏名

私の世帯の総収入を次のとおり申告します。なお、この申告にはいつわりはありません。

収入の種類	区分	前 3 ヶ 月 の 収 入 状 況				次回見込	働いている所及び仕事の内容
		区分	月分	月分	月分	月分	
就労による金銭収入（農業を除く）	(氏名)	稼 動 日 数					
		総 収 入					
		必 要 経 費					
		差 引					
	(氏名)	稼 動 日 数					
		総 収 入					
		必 要 経 費					
		差 引					
	(氏名)	稼 動 日 数					
		総 収 入					
		必 要 経 費					
		差 引					
年金恩給	国 民 老 齢 年 金	受給者名					その他必要事項
	老 齢 厚 生 年 金						
	障 害 基 礎 年 金 (級)						
	障 害 厚 生 年 金 (級)						
手当	児 童 扶 養 手 当						
	児 童 手 当						
	失 業 手 当						
仕送り	(誰から)	(誰へ)					
	(誰から)	(誰へ)					
その他	財 産 収 入 (小作料・家賃など)	該 当 者					内 容

16歳以上の人で収入を得ていない方は、氏名と理由を下記に記入してください。（○をつけてください。）

(氏名) →イ 老齢 ロ 病気 ハ 身体・精神障害 ニ 失業 ホ 学生 ヘ その他

(氏名) →イ 老齢 ロ 病気 ハ 身体・精神障害 ニ 失業 ホ 学生 ヘ その他

(氏名) →イ 老齢 ロ 病気 ハ 身体・精神障害 ニ 失業 ホ 学生 ヘ その他

記 載 上 の 注 意

前3ヶ月分及び次回（翌月または本月）の期間における世帯のすべての収入（給与収入、日雇収入、内職収入、事業収入、財産収入、恩給・年金・失業手当等の収入、資産の処分による収入、他からの仕送り、又は贈与の額、その他）について記入してください。

- 1 「次回見込月分」欄には見込額により記入してください。
- 2 「必要経費」欄には収入を得るためのもので生活費は含めません。
- 3 恩給・年金等はもらった月の総額を記入してください。

そ の 他 の 注 意

- 1 この申告書を指定期日までに提出しないときは、保護の変更または停止、廃止されることがあります。
- 2 申告の内容に偽りがあつたり、誤ったことを他人に記入させて保護を受けたときは、生活保護法第85条の規定により、3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 収入のうち証明書のとれるもの（雇主の給与証明書又は給与の明細書）は、この申告書に必ず添付してください。
- 4 この申告書を提出した後、収入に変動があつたときはすぐに届け出てください。

(連絡事項)

同 意 書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・氏名及び住所又は居所
- ・資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、自動車保有の有無、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- ・健康状態
- ・他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・支出の状況

※保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

四日市市社会福祉事務所長

年 月 日

住 所

(旧住所)

氏 名

給 与 証 明 書

福 祉 事 務 所 受 付

年 月 日

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

住 所

次のとおり証明します。 事業所（雇主）氏名

氏 名			職 名		
居 住 地	四日市市		及 び 職 内 容		
区 分	前 3 ヶ 月 分			次回支給見込	
	月 分	月 分	月 分	月 分	
月 間 勤 務 日 数	日	日	日	日	
月 間 就 労 時 間 (残 業 時 間 を 含 ま ず)	時 間	時 間	時 間	時 間	
給 与 額	基 本 給	()	()	()	()
	家 族 手 当 (人)				
	通 勤 手 当				
	時 間 外 手 当	就 労 延 時 間 金 額			
	賞 与				
	小 計 (イ)				
控 除 額	所 得 税				
	市 町 村 民 税				
	健 康 保 険 料				
	厚 生 年 金 保 険 料				
	雇 用 保 険 料				
	労 働 組 合 費				
	小 計 (ロ)				
差引支給額 (イ) - (ロ)					
食 事 支 給	(朝 昼 夜)		(本人負担 円 1 食 1 ヶ月)		
次 回 昇 給 予 定 年 月 日	年 月 日	金 額	円		
福祉事務所認定欄					

次回（翌月又は本月）及び、前3ヶ月分（前後4ヶ月）の期間におけるすべての給与及び源泉徴収についてそれぞれの内訳を明らかにして記入してください。

この証明書は世帯から、福祉事務所長あてに収入申告のなされる場合に添付されるものです。なお事実と違った証明をした場合には、生活保護法第85条の規定によって処罰されることがありますから注意してください。

保護変更申請書（葬祭扶助）

(受付印)

四日市市社会福祉事務所長		年 月 日	
住所 四日市市			
申請者	氏名		
	死亡者との関係		
次のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。			
葬祭執行者		死亡者との関係	
執行者住所	四日市市		
葬祭地			
理由	葬祭費の支払いが困難なため		

死亡者の状況

死亡者氏名		死亡場所	
死亡日		死亡原因	
死亡者住所			

葬祭費明細

品 名	単 価	数 量	金 額	備 考
計				

業 者 住所
氏名

申 請 額	遺 留 金	認 定 額	年 月 日 福祉主事 印
円	円	円	

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

保護開始(変更)決定通知書

生活保護法による保護について、次のとおり 変 更 しましたので通知します。

- 1 保護 変更 年月日
- 2 保護 変更 の理由

3 保護の種類及び程度

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	その他扶助	計	収入認定額
程 度						

・収入認定額の内訳(月額)

収入認定

=

就労収入

-

就労控除

+

年金・手当

+

他収入

+

過払金

4 この決定による保護費

保護費

=

最低生活費

-

収入認定額

-

既支給額

支給額 (A)	返納額	本人負担額	過払金収入充当額	あなたにかわって支払う扶助額の内訳 (B)

本人負担額は、あなたが直接医療機関又は介護事業者に納めてください。

あなたに実際に支払う扶助額 (A) - (B)

円

複数の決定があった場合については、まとめて支給いたします。

5 備考

教示
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対し審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）
また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
（2）決定、決定の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

保護申請却下通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由により保護できないため却下します。

1. 却下の理由

・

2. この通知が申請受理後 1 4 日を経過したときはその理由

不服申立て及び取消訴訟 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、三重県知事に対し審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日 から起算して 1 年を経過すると審査請求ができなくなります。）

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

（1） 審査請求をした日（行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 3 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 5 0 日（ 5 0 日以内に行政不服審査法第 4 3 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 7 0 日）を経過しても裁決がないとき。

（2） 決定、決定の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

保 護 廃止(停止)決 定 通 知 書

生活保護法による保護について、次のとおり 廃 止 しましたので通知します。

1．停止する期間

年 月 日から 年 月 日まで

2．廃止時期

年 月 日

3．理由

・

不服申立て及び取消訴訟 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対し審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日 から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- （1）審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- （2）決定、決定の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 保護廃止（停止）の日より、国民健康保険に加入しなければなりません。この通知書を持参のうえ、保険年金課（市役所3階）または各地区市民センターで加入手続きをご相談ください。（ただし、勤務先の健康保険等に加入している方は、手続きの必要はありません。） また、国民年金に加入している方は、市役所で保険料についてもご相談ください。

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

検 診 命 令 書

下記により検診を受けてください。

1． 検診を受ける日時

年 月 日

2． 検診を受ける医療機関の名称、及び所在地

3． 検診の目的

【 注 意 】

- 1． 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- 2． この検診命令は、生活保護法第 28 条第 1 項の規定に基づくものです。
- 3． この検診命令による検査を受けないと、同条第 5 項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止もしくは廃止される場合があります。
- 4． この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談してください。

四日市市社会福祉事務所長

生活保護法第 29 条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要がありますので、法第 29 条の規定に基づき、別紙の（保護（補）第 号 - ）～（保護（補）第 号 - ）記載の調査対象者（計 人分）について、貴行本支店における預金口座の有無、及び口座保有されている場合の残高を照会します。なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

※ 全国銀行協会取りまとめ「生活保護法第 29 条に基づく調査における『本店等一括照会』実施要領」（令和元年 10 月 11 日付事会第 47 号）によりご回答ください。

※調査対象者である要保護者（被保護者であったもの、扶養義務者を含む）の調査への同意については、書面（同意書）を徴取の上、当福祉事務所において当該書面を保管している旨を申し添えます。また、当該書面の提供依頼があった場合は、その写しを速やかに提供いたします。

（参考）生活保護法
（資料の提供等）

第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 3 条第 2 項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であった者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

〔回答先〕

三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号

四日市市役所保護課

担 当
電 話

保護（補）第 号
年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

自動車保有について（照会）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要がありますので、法第 29 条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

1. 調査内容

調査対象者の自動車の所有の有無、登録番号、車種及び年式

2. 調査対象者の住所・氏名・生年月日

フリカナ 氏名 生年月日 性	住所 (前住所) (前々住所)
	() ()
	() ()
	() ()
	() ()
	() ()

備考 () 1

3. 調査事項

別紙（回答書）のとおり

4. 調査基準日

年 月 日

回答期限

年 月 日

問い合わせ先 四日市市役所保護課

担当

電話

(参考) 生活保護法
第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 3 条第 2 項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。
一 要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）
二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であった者が保護を受けていた期間における事項に限る。）
2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。
第 24 条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。
一～三 (略)
四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）
五 (略)
(参考 2) 生活保護法施行令
第 2 条の 2 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

四日市市社会福祉事務所長

保 険 、 共 済 の 加 入 状 況 に つ い て （ 照 会 ）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要がありますので、法第 29 条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

1 . 調 査 対 象 者 の 住 所 ・ 氏 名 ・ 生 年 月 日

フリカゝナ 氏 名	生 年 月 日 性	住 所 (前 住 所) (前 々 住 所)
		() ()
		() ()
		() ()
		() ()
		() ()

備考 ()
1

2 . 調 査 事 項
別 紙 （ 回 答 書 ） の と お り

3 . 調 査 基 準 日 年 月 日
回 答 期 限 年 月 日

問い合わせ先 四日市市役所保護課

担当
電話

(参考) 生活保護法
第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 3 条第 2 項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。
一 要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）
二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であった者が保護を受けていた期間における事項に限る。）
2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。
第 24 条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。
一～三 (略)
四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）
五 (略)
(参考 2) 生活保護法施行令
第 2 条の 2 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

保護（補）第 号
年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

年金の支給状況について（照会）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要がありますので、法第 29 条の規定に基づき、次の者にかかる年金給付金の支給状況について照会します。

ご多忙中誠に恐れ入りますが、ご調査の上別添の回答票によりご回答ください。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

フリガナ 氏 名		生年月日	
住 所 (前 住 所) () (前々住 所) ()			
年金の種類と 記号番号			
事業所名称	事業所 所在地	入社年月日	退職年月日

回答期限 年 月 日 までをお願いします。

問い合わせ先 四日市市役所保護課

担当

電話

(参考) 生活保護法

第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 3 条第 2 項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であった者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第 24 条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一～三 (略)

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 (略)

(参考 2) 生活保護法施行令

第 2 条の 2 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

四日市市社会福祉事務所長

生活保護法による保護決定にともなう扶養の可否について（照会）

あなたの にあたる さんは、生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日 までにご回答ください。

要（被）保護者

住 所
氏 名

(特記事項)

(参考)

民法第 8 7 7 条

直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。

② 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

生活保護法第 4 条

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

② 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

問い合わせ先 四日市市役所保護課

担当
電話

現在住んでいるところ										
	人員	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態
要 支 援 家 族	1									
	2									
	3									
	4									
同 居 家 族 の 状 況	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
家族のうち別なところに 住んでいる者があるとき はその名前と住んでいる ところ										
資産の状況（別添１）			収入の状況（別添２）			関係先照会への同意（別添３）				
支援給付を申請する理由（具体的に記入して下さい。）										
上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請します。 年 月 日 申請者住所 氏名 支援給付を受けようとする者との関係										
四日市市福祉事務所長 宛て										

(記入上の注意)

- 1 ※印には記入しないでください。
- 2 申請者と支援給付を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は支援給付を受けようとする者に記入してもらって下さい。
- 3 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(注) この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更に係る事項を記入させ、別添1から3までのうち必要なものを添付させること。

支 援 給 付 変 更 申 請 書
(支 援 給 付)

四日市市社会福祉事務所長 申請者 住所 _____ 氏名 _____ 被支援者との関係 _____ 次のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の変更を申請します。	年 月 日					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20%;">被支援者の氏名</td><td style="width: 30%;">(年 月 日生)</td><td style="width: 10%;">性別</td><td style="width: 10%;">住所 居所</td><td style="width: 30%;"></td></tr></table>		被支援者の氏名	(年 月 日生)	性別	住所 居所	
被支援者の氏名	(年 月 日生)	性別	住所 居所			
支援給付の変更を必要とする理由						

支 援 給 付 () 必要明細書

被支援者住所								
被支援者氏名								
所 要 額		援助される額			申 請 額			
円		円			円			
() を必要とする概況								
所 要 額 見 積 書								
品 名	品 質	寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
上記のとおり見積りました。 年 月 日 見積者 住所 氏名								

資 産 申 告 書

四日市市社会福祉事務所長

年 月 日

氏 名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、次のとおり相違ありません。

1 不動産

土地			延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
	(1)	宅 地	有・無			有・無
	(2)	田 畑	有・無			有・無
	(3)	山 林 その他	有・無			有・無
建物	(1)	持 家 借家・借間 〔いずれかを○で囲んでください〕	延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
					(家賃 円)	有・無
	(2)	その他	有・無			有・無

2 現金・預貯金、有価証券等

現 金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
有価証券	有・無	種 類		額 面	評 価 概 算 額

生 命 保 険 その他の保険	有・無 有・無	契 約 先	契 約 金	保 険 料

3 その他の資産

自 動 車 (自動2輪を含む)	有・無	使用状況	所有者氏名	車 種	排 気 量	年 式
		使 用 未 使 用				
そ の 他 高 価 な も の	有・無	品 名				

4 負債（借金）

有 ・ 無	金 額	借 入 先

（記入上の注意）

- （1） この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- （2） 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については、借地等の場合も記入してください。
- （3） 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入してください。
 - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
 - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
 - ③ その他高価なものがあれば品名を記入してください。

- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (5) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(本人世帯用)

収 入 申 告 書

四日市市社会福祉事務所長

年 月 日

氏 名

年分の私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

		本 人			配 偶 者		
働いている者の名前							
仕事の内容勤め先(会社名)等							
区 分		収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数
前 年 12 か 月 分	1月分						
	2月分						
	3月分						
	4月分						
	5月分						
	6月分						
	7月分						
	8月分						
	9月分						
	10月分						
	11月分						
	12月分						
合 計 欄							
必 要 経 費 (前月分) の主な内容		①					
		②					

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金 その他()	収 入 額	月額 年額	円 円

3 仕送りによる収入(前年12か月分の合計を記入してください。)

有・無		内 容	仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んで下さい)	

4 その他の収入（前年12か月分の合計を記入してください。）

有 ・ 無		内 容	収 入	受領した年月日
	生命保険等の給付金		円	
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円	
	そ の 他		円	

5 その他将来において見込みのある収入（上記1～4に記入したものを除く。）

有 ・ 無	内 容	収入見込額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

（記入上の注意）

- （1） この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- （2） 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12か月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。
- （3） 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- （4） 農業収入については、前年12か月分の総収入のみを収入の合計欄に記入してください。
- （5） 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- （6） 2～5の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。

- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

第17号様式の2(第9条関係)

(二世世帯用)

収 入 申 告 書

四日市市社会福祉事務所長 宛て

年 月 日

氏 名

年分の私と同居している二世等世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前							
仕事の内容勤め先(会社名)等							
区 分		収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数
前 年 12 か 月 分	1月分						
	2月分						
	3月分						
	4月分						
	5月分						
	6月分						
	7月分						
	8月分						
	9月分						
	10月分						
	11月分						
	12月分						
合 計 欄							
必 要 経 費 (前月分) の主な内容	①						
	②						

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金 その他()	収 入 額	月 額	円
			年 額	円

3 仕送りによる収入(前年12か月分の合計を記入してください。)

有・無		内 容	仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んでください)	

4 その他の収入（前年12か月分の合計を記入してください。）

有 ・ 無		内 容	収 入	受領した年月日
	生命保険等の給付金		円	
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円	
	そ の 他		円	

5 その他将来において見込みのある収入（上記1～4に記入したものを除く。）

有 ・ 無	内 容	収入見込額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

（記入上の注意）

- （1） この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- （2） 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12か月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。
- （3） 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- （4） 農業収入については、前年12か月分の総収入のみを収入の合計欄に記入してください。
- （5） 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。

- (6) 2～5の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

同 意 書

支援給付の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の資産及び収入の状況につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査嘱託又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

住所

氏名

四日市市社会福祉事務所長 宛て

給 与 証 明 書

年 月 日

住 所

事業所（雇主）

四日市市社会福祉事務所長

次のとおり証明します。

氏 名		(歳)		職 職 名 務 及 内 び 容		
居住地						
給 与 額	基 本 給	円		控 除 額	所 得 税	円
	日給（日分）				健康保険料	
	家 族 手 当				厚生年金保険料	
	地 域 手 当				失 業 保 険 料	
	手 当					
		小 計(イ)			小 計(ロ)	
差 引 支 給 額 (イ)－(ロ)				摘 要		
前 2 月 の 手 取 額	月 分					
	月 分					
(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条の規定により処罰されることがありますから注意してください。						

葬 祭 支 援 給 付 申 請 書

				年 月 日	
四日市市社会福祉事務所長 宛て					
申請者 住所 _____					
氏名 _____					
葬祭される者との関係 _____					
次のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による葬祭支援給付を受けたいので証拠書類を添えて申請します。					
死者	氏 名	(年 月 日生)			
	死亡時の住所				
死 亡 年 月 日		年 月 日			
葬祭日又は葬祭予定		年 月 日			
葬 祭 地					
葬 祭 費		遺 留 金 額	そ の 他	差 引 不 足 額	
円		円	円	円	
葬 祭 費 内 訳	区 分	金 額 (円)		備 考	
	検 案				
	死 亡 診 断 書				
	死 体 の 運 搬				
	火 葬 又 は 埋 葬				

第 号
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

支 援 給 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給
付を、下記のとおり開始（変更）したので通知します。

記

- 1 支援給付の決定内容・認定年月日及び決定した理由
- 2 支援給付の種類及び程度
- 3 医療支援給付と介護支援給付は現物給付となります。

教 示

この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算
して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定
のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日
の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決が
あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟
において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この決定の取消しの訴えを
提起することができます（なお、裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6
か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取
消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいず
れかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを
提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定によ
り不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）
の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により
通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急
の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

支 援 給 付 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給
付については、次の理由により却下します。

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

教 示

この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算
して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定
のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日
の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決が
あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟
において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この決定の取消しの訴えを
提起することができます（なお、裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6
か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取
消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいづ
れかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを
提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定によ
り不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）
の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により
通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急
の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

支援給付廃止（停止）決定通知書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を下記のとおり廃止（停止）したので通知します。

記

- 1 廃止（停止）した保護の種類
- 2 廃止した時期（停止する期間）
- 3 理由

教 示

この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

検 診 命 令 書

第 号
年 月 日

検診を受ける者の
居住地及び氏名

様

四日市市社会福祉事務所長

下記により検診を受けてください。

記

- 1 検診を受ける日時 年 月 日 時 分
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関
- 4 備考

- (注) 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- 2 この検診命令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第1項の規定に基づくものです。
- 3 この検診を受けないと支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第5項の規定により、あなたの支援給付申請が却下され、又はあなたに対する支援給付が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談してください。

第 号
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

調 査 依 頼 書

支援給付の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

〔参考〕

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

第14条

1～3 (略)

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

5～8 (略)

生活保護法

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一～三 (略)

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 (略)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」と

いう。) に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

※ お手数ですが、 年 月 日までに御回答ください。

担当： 四日市市社会福祉事務所

TEL：

第 号
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
等による支援給付の決定に伴う扶養の可否について（照会）

あなたの にあたる さん（住所 ）
は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請して（受けて）いますが、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第4条では、民法に定められた扶養義務者による扶養はこの法律に優先して行われるものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、支援給付の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届により 年 月 日までにご回答ください。

福祉事務所からの連絡事項

（ ）

※ 不明な点や相談事項がありましたら下記までお問い合わせください。

四日市市社会福祉事務所 保護課 （担当名 ）
TEL

（参考）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

第14条4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法（昭和25年法律第144号）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

第 2 9 号様式から第 3 4 号様式までを次のように改める。

年 月 日

就労自立給付金申請書

福祉事務所長殿

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

4. 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店（ゆうちょ銀行除く）

記 号

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預金種類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください)

口座番号 (右

--	--	--	--	--	--	--

 につめてご記載ください。)

(カ ナ)
口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

就 労 自 立 給 付 金 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金を、次の
とおり決定したことを通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由 就労自立給付金の支給

4 就労自立給付金の支給方法

(備考)

- 1 この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した理由
- 2 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、三重県知事に対し審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求ができなくなります。）
- 3 また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- （1）審査請求をした日（行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 3 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 5 0 日（5 0 日以内に行政不服審査法第 4 3 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 7 0 日）を経過しても裁決がないとき。
- （2）決定、決定の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 4 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には、500,000 円の特別控除があり、500,000 円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

第31号様式（第7条の3関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること

年 月 日

住 所
氏 名

四日市市社会福祉事務所長

年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第78条の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

第 号
年 月 日

様
四日市市社会福祉事務所長 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義
務者への通知について

あなたの にあたる さんに対して中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付
の開始を決定しますので、同法第14条4項においてその例によるものとされた生活保護
法第24条第8項の規定に基づき通知します。

氏 名	
支援給付の開始の申 請があった日	

- (参考)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律 第14条第4項
生活保護法 第4条第1項
第2項
第24条第8項
- この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付につ
いては、生活保護法の規定の例による。
- 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能
力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持の
ために活用することを要件として行われる。
- 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶
助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるもの
とする。
- 保護の実施機関は知れたる扶養義務者が民法の規定によ
る扶助義務を履行していないと認められる場合において、
保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で
定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対し
て書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなけれ
ばならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でな
い場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでは
ない。
- 民法 第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定す
る場合のほか、親等内の親族間においても扶養の義務を負
わせることができる。

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる
場合」とは、当福祉事務所において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であ
ること、②扶養義務者の勤務先等から当該要支援者にかかる扶養手当や税法上の扶養
控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかである
こと等を総合的に勘案して判断しています。

第 号
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について（依頼）

あなたの にあたる さんは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を申請して（受けて）いますが、同法第14条4項においてその例によるものとされた生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など支援給付の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。つきましては、支援給付の決定や実施などのため必要がありますので、 年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

（特記事項）

（担当者 ）

（参考）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法 第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第2項 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第24条第8項 保護の実施機関は知れたる扶養義務者が民法の規定による扶助義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。

民法 第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正の手段により支援給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2に基づき、交付される支援給付金品（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の額から、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金のうち貴支援給付の実施機関と協議し定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。

記

- 支援給付制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と支援給付の実施機関に判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により支援給付金品から支払に充てること。

年 月 日

住 所
氏 名

四日市市社会福祉事務所長 宛て

年 月 日

私は、本申出に基づき 年 月分からの支援給付金品より毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

第 3 4 号様式の次に次の 3 様式を加える。

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

宛先 四日市市社会福祉事務所長

申請者
(大学等に進学する者)

住所又は居所

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名 _____

2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 進学・就職先
(学校名・会社名等) _____

4 進学後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)

☐ 大学等進学前の住宅と同じ

☐ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)
居住(予定)地 _____

5 就職の場合、おおむね6カ月以上最低限度の生活を維持する収入が見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

ア 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか

- ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
- ・入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
- ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し

イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

ウ その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

ア 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか

- ・内定通知書、事業主が発行する就職証明書
- ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
- ・その他確実に就職先に就職することを証明する書類

イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

<裏面あり>

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）
金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
（該当する金融機関の種類に○をしてください。）

支 店 名 _____ 支店（ゆうちょ銀行除く）

記 号

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預 金 種 類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
（該当する□にチェックを入れてください。）

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--

（右につめてご記載ください。）

（カ ナ）

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

四日市市社会福祉事務所長

進学・就職準備給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学・就職準備給付金を、下記のとおり決しましたので通知します。

記

- 支給の可否
- ☐ 支給
 - ☐ 不支給

- 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給方法
- 支給額 円
- 支給方法

- 不支給の場合、その理由

(備考)

1 この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した理由

2 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対し審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。)

3 また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

四日市市社会福祉事務所長

進学・就職準備給付金不支給決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学・就職準備給付金を、下記のとおり決しましたので通知します。

記

- 支給の可否
- ☐ 支給
 - ☐ 不支給

- 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給方法
- 支給額 円
- 支給方法

- 不支給の場合、その理由
- 進学準備給付金の不支給

(備考)

1 この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した理由

2 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対し審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。)

3 また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康福祉部保護課)